

「食のるつぼ琴浦」ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、食のるつぼ琴浦のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、琴浦町の認知度を高めるとともに、「琴浦＝おいしい」というイメージを定着させ、琴浦特産品のファン、販路などの拡大を図ることを目的とする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、琴浦町に属する。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークの使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、食のるつぼ琴浦使用承認申請書（様式第1号）に完成見本を添えて琴浦町長（以下「町長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ等報道機関が報道のために使用するとき。

(使用承認の交付)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第1条に定める目的に合致する使用であることを認めるときは、食のるつぼ使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用承認の基準)

第5条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 琴浦町の信用又は品位を害するおそれがある場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (4) その他町長が不適當と認める場合

(使用における遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用するにあたり、使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦横比などオリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) 使用許可を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許可を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 作成した製作物を商標登録しないこと。
- (5) その他町長が指示する使用条件がある場合は、それに従うこと。

(使用に要する費用)

第7条 ロゴマークの使用は無償とする。ただし、マークの使用に要する経費等は使用者が負担するものとする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、原則として許可を受けた日から2年間とする。

(承認内容の変更等)

第9条 使用承認の内容を変更しようとするときは、再度町長に申請書を提出しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第10条 町長は、ロゴマークの使用が承認内容に違反していると認めるときは、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消された使用者に対し、その承認にかかる物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 町長は、承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、物件の使用を停止し、及び回収を求める等必要な措置を講ずることができる。

4 ロゴマークの使用の取り消し、使用停止等による使用物件の回収等の費用は、使用者が負担するものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 町長は、ロゴマークの使用により損失が生じたときの補償等について、一切の責任を負わない

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

食のるつば琴浦ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

琴浦町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者
(職氏名)

印

食のるつば琴浦ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

ロゴマークの 使用内容		
ロゴマークを 使用する 物品、数量等		
申請に関する 担当者連絡先	担当者名	
	電話	
	E-mail	

添付書類 完成見本（写真等でも可）

様式第2号（第4条関係）

食のるつぼ琴浦ロゴマーク使用承認書

番 号
年 月 日

様

琴浦町長

年 月 日付で申請のあった食のるつぼ琴浦ロゴマーク使用については、下記により使用を承認します。

記

ロゴマークの 使用内容	
使用条件	<ul style="list-style-type: none">○ ロゴマークを使用する場合には、「食のるつぼ琴浦」ロゴマーク使用規定を遵守すること。○ ロゴマークそのものには変化を加えないこと。○ 使用方法については、事前に琴浦町と協議を行うこと。